

国立高等専門学校及び国立大学への入学手続き時に
求められる保証人に対する保証内容の具体化
＜事 例 集＞

目次

<国立高専>

1	阿南工業高等専門学校	
	No. 1-①	1
	No. 1-②	2
2	香川高等専門学校	
	No. 2-①	3
	No. 2-②	4
3	新居浜工業高等専門学校	
	No. 3-①	5
	No. 3-②	6
	No. 3-③	7
4	弓削商船高等専門学校	
	No. 4-①	8
	No. 4-②	9
	No. 4-③	10
5	高知工業高等専門学校	
	No. 5-①	11
	No. 5-②	12
	No. 5-③	13
	No. 5-④	14

<国立大学>

6	徳島大学	
	No. 6-①	15
	No. 6-②	16
7	鳴門教育大学	
	No. 7-①	17
8	香川大学	
	No. 8-①	18
9	愛媛大学	
	No. 9-①	19
	No. 9-②	20
10	高知大学	
	No. 10-①	21
	No. 10-②	22

令和2年4月入学時の保証書（様式）

保証書
平成 年 月 日
阿南工業高等専門学校長 殿

本人	ふりがな	印
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	学科・専攻	
人	本籍	都・道・府・県
	現住所	〒

書面上の書きぶり

このたび上記の者が、貴校に入学を許可されましたので、在学中には学則その他の諸規則を守らせるとともに、学籍を離れた後も、本人在学中に生じた一切の義務を私が責任をもって履行することを保証いたします。

なお、保証人は、保護者及び独立の生計を営み、保証事項について義務の履行ができる成年者です。また、保証人2名は、それぞれ別に独立の生計を営む者です。

チェック欄 保証人（保護者）と保証人は、別の独立生計者です。
↑ チェック欄に○印もしくはレ印をお願いします。

保証人 (保護者)	ふりがな	印	続柄
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	本籍	都・道・府・県	
	現住所	〒	
	電話番号		

保証人	ふりがな	印	続柄
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	本籍	都・道・府・県	
	現住所	〒	
	電話番号		

- 注意
1. 保証人は、保護者及び独立の生計を営み、保証事項について義務の履行ができる成年者。保証人2名は、それぞれ別に独立の生計を営む者とする。（同一印鑑での押印不可）
 2. 本籍は、都道府県のみを記入すること。
 3. 保証人が住所等を変更した場合は、速やかに届けること。

高専が保証人に対して求める内容

金銭債務

<当局の実地調査で把握した保証内容>

- ・ 入学料及び授業料の納付

学生の身上

<学則等で規定している役割>

- ・ 学生の身分異動（休学、復学、退学、転学）についての同意
（阿南工業高等専門学校学生準則） ※各申請書等への署名・押印が必要

<上記のほか、当局の実地調査で把握した役割>

- ・ 非常時の連絡対応
- ・ 学生の成績通知の受領

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、授業料等の納付についての金銭保証や、身分異動（退学願等）の同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「本人在学中に生じた一切の義務」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。（調査結果1①）

▶ 金銭債務に係る保証内容や、学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書等を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。（調査結果2②）

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入寮時の誓約書（様式）

誓 約 書

平成 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

所属 年

氏名 ㊟

性別 (男・女)

保証人住所

氏名 ㊟

書面上の書きぶり

阿南工業高等専門学校学寮に入寮するにあたり、寮規則及び下記事項を守ることを誓約します。

- 1 自習時間は、勉学に専念することを約束します。
- 2 他者への迷惑行為をしないことを約束します。
- 3 同室者及び他の寮生とのコミュニケーションに努めます。
- 4 部屋割に関するクレームは申しません。

高専が保証人に対して求める内容

金銭債務	<p><学則等で規定している保証内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄宿料、寮生の生活上必要な経費（寮生交流事業費、生活環境補助事業費（光熱費）等）の納付 (阿南工業高等専門学校学寮規則) ・ 故意又は過失により施設、設備等を滅失、き損又は汚染した場合の現状回復に必要な経費の弁償 (阿南工業高等専門学校学寮規則)
学生の身上	<p><学則等で規定している役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入寮願・退寮願・在寮免除願への連署 (阿南工業高等専門学校学寮規則) ※署名・押印が必要 <p><上記のほか、当局の実地調査で把握した役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ等の疾病に罹患した際の連絡対応及び自家用車等による送迎 ・ 給食請負業者から給食費未納連絡があった場合の連絡対応

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、寄宿料等の納付、施設・設備等の現状回復費用の弁償についての金銭保証や、インフルエンザ等罹患時の連絡対応などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人が寮規則を守ることを、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。（調査結果1①）

➡ **金銭債務に係る保証内容や、学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。**

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書等を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。（調査結果2②）

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入学時の誓約書（様式）

誓 約 書

香川高等専門学校長 殿

このたび、貴校へ入学を許可されましたので学則及び諸規則を守り、専心学業に励み学生の本分を全うすることを誓約いたします。
また、「香川高等専門学校における個人情報の取扱いについて」（裏面）に記載されている個人情報の適正な取扱いについて理解し、同意します。

令和 年 月 日

学科・専攻

氏 名

生年月日 年 月 日生

現 住 所

書面上の書きぶり

このたび上記の者が、貴校へ入学を許可されましたので、在学中は、学則その他の諸規則を守らせることはもちろん、学籍を離れた後も、本人在学中に生じた一切の義務を、私が責任をもって履行することを保証いたします。

また、「香川高等専門学校における個人情報の取扱いについて」（裏面）に記載されている個人情報の適正な取扱いについて理解し、同意します。

令和 年 月 日

① 保証人（保護者）氏名 ㊦

現 住 所

本人との関係

② 保証人氏名 ㊦

現 住 所

本人との関係

高専が保証人に対して求める内容

金銭債務	<p><当局の实地調査で把握した保証内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料及び寄宿料の納付 ・ 不法行為等により本校が被った不特定の損害の賠償 ・ 退学等により、学籍を離れた後でも、学生の在学中に生じた授業料の不払や不法行為等により生じた損害賠償
学生の身上	<p><学則等で規定している役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の身分異動（休学、復学、退学）についての同意 ・ 学生身上調書異動願、住所変更届、忌引願の連署 ・ 個人情報の取扱いについての同意 <p>（香川高等専門学校学生準則） ※各申請書等への署名・押印が必要</p> <p><上記のほか、当局の实地調査で把握した役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転科願、受験（他大学等）許可願、学生の肖像等の掲載に関する同意書等への連署 ・ 成績表の受領 ・ 緊急時の連絡対応

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、授業料等の納付、不法行為等による損害賠償などについての金銭保証や、身分異動（退学願等）の同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「本人在学中に生じた一切の義務」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。（調査結果1①）

➡ 金銭債務に係る保証内容や、学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書等を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。（調査結果2②）

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入寮時の入寮願 (様式)

入 寮 願

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

工学科 年 / 組

ふりがな
氏 名 _____ (男・女)

(〒 -)

保証人住所
(保護者) _____

ふりがな
氏 名 _____ 印

書面上の書きぶり

私は、下記の理由により学生寮に入寮を希望します。
入寮のうえは、諸規則を誠実に守りますので、ご許可くださるよう保証人連署のうえ、
お願いします。
万一事故、その他により迷惑をかけた場合は、一切の責任を負うことを誓約します。

記

1. 入寮を希望する理由 (具体的に記入のこと)

2. 入寮希望年月日 令和2年 4月 4日

3. 自宅から学校への経路及び概ねの所要時間

(例) 自宅(バス)→○○駅-(JR)→○○駅-(JR)→○○駅(バス)-徒歩→学校
20分 50分 60分 30分 1分 計2時間41分

寮務主事	学級担任

※入寮期間は、当該年度内とする。

翌年度以降は、継続在寮願を提出のうえ審査する。

高専が保証人に対して求める内容

金銭債務

<当局の実地調査で把握した保証内容>

- ・ 寮管理運営費、設備維持費の納付
- ・ 寮の共用物品破損時の弁償

学生の身上

<学則等で規定している役割>

- ・ 保護者会入会
(香川高等専門学校清雲寮保護者会会則、香川高等専門学校詫間キャンパス学生寮保護者会会則)
- ・ 入寮願、退寮願、継続在寮願、休寮願及び復寮願への連署
(香川高等専門学校学生寮管理運営細則)

<上記のほか、当局の実地調査で把握した役割>

- ・ 早期外出届、寄宿料免除申請書、自転車・バイク使用許可願への連署
- ・ 寮規則違反(異性・部外者の連れ込み、禁止物品の持込み)等において処分する場合に、以下のとおり保証人に依頼
 - i) 主事注意以上の場合/保証人には来校・同席いただき、寮生への指導等の対応を依頼
 - ii) 上記以外の注意の場合/保証人に直接連絡し、保証人から寮生への指導等の対応を依頼

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、寮管理運営費等の納付などについての金銭保証や、退寮願等への連署などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人が「諸規則を守ること」、「万一事故その他により迷惑をかけた場合は一切の責任を負うこと」を、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。(調査結果1①)

➡ 金銭債務に係る保証内容や、学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書等を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。(調査結果2②)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入学時の保証書（様式）

保 証 書

本人 学科名
ふりがな
 氏 名
生年月日 年 月 日生

書面上の書きぶり

上記の者にかかる貴校に対する授業料及び寄宿料（入寮した場合に限る。）の納付につき、もし本人において所定の期日までに履行しないときは、御指示に従い保証人及び連帯保証人において、その債務を必ず履行します。

令和 年 月 日

① 保証人（保護者又はこれに準ずる者）
 現住所
 職 業
 学生との続柄
ふりがな
 氏 名
生年月日 年 月 日生

② 連帯保証人（保証人と生計を異にする親族）
 現住所
 連絡先住
 職 業
 保証人との続柄
ふりがな
 氏 名
生年月日 年 月 日生

独立行政法人国立高等専門学校機構
 新居浜工業高等専門学校出納命令役 殿

（備考）記載事項に変更が生じたときは、すみやかに保証書を再提出すること。

高専が保証人に対して求める内容	
金銭債務	< 当局の实地調査で把握した保証内容 > ・ 授業料及び寄宿料（入寮した場合に限る。）の納付
学生の身上	

事例の内容

保証書等で、1人目の保証人を「保証人」と記載しており、書面上では、1人目の保証人との保証契約は普通保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は、連帯保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。（調査結果1②）

➡ 1人目の保証人は、より責任の重い連帯保証人としての責任を負わされるにもかかわらず、そのことを把握できないおそれがある。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書等を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。（調査結果2②）

（注） 1 当局の調査結果による。
 2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入学時の誓約書（様式）

誓約書

新居浜工業高等専門学校長 殿

書面上の書きぶり

このたび貴校へ入学を許可されましたので在学中、学則及び諸規則を守ることはもちろん、学校の示す指導方針に従い、学生としての本分を履行することを、保証人連署をもって固く誓います。

平成 年 月 日

(本人)

学科名：

氏名

印

年 月 日生

保証人
(保護者)

保証人氏名
(保護者)

本人との続柄：

印

年 月 日生

現住所：

- 注) 1 保証人は親権者（保護者）とし、親権者のないときは、代わってその責任を負う者とします。
 2 氏名、生年月日は、戸籍のとおり記載してください。
 3 入学後、保証人を変更した場合は、保証人変更届を提出してください。
 4 保証人が住所を変更した場合は、速やかに届け出てください。

高専が保証人に対して求める内容

金銭債務

< 当局の实地調査で把握した保証内容 >

- ・ 後援会入会金、後援会費、課外活動援助基金、学生会入会金、学生会費、学園祭費、同窓会費、日本スポーツ振興センター共済掛金、入寮費、学寮運営費、寮生会費の納付
- ・ 不法行為等により本校が被った不特定の損害の賠償

学生の身上

< 学則等で規定している役割 >

- ・ 学生の身分異動（休学、復学、退学）についての同意（新居浜工業高等専門学校学生準則） ※各申請書への署名・押印が必要
- ・ 入学料の免除及び徴収猶予に係る申請書への連署（新居浜工業高等専門学校入学料の免除及び徴収猶予取扱規程）
- ・ 合宿研修所使用に関する承諾（新居浜工業高等専門学校合宿研修所使用細則）
- ・ 学生を懲戒処分（説諭）する際の同伴（新居浜工業高等専門学校学生の懲戒に関する規程）
- ・ 危機管理を実施する際の保護者との連携（新居浜工業高等専門学校危機管理規則）

< 上記のほか、当局の实地調査で把握した役割 >

- ・ 緊急時の連絡対応
- ・ 成績通知書の受領
- ・ 授業参観等の各種学校行事の参加

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、学生会費等の納付、不法行為等による損害賠償についての金銭保証や、身分異動（退学願等）の同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人が学則及び諸規則を守ることを、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。（調査結果1①）

➡ 金銭債務に係る保証内容や、学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書等を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。（調査結果2②）

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入寮時の誓約書（様式）

入 寮 誓 約 書

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

令和 年度入学

学科 学年

氏 名 印

保証人氏名 印
(保護者)

書面上の書きぶり

私は、入寮のうえは本校の学則並びに学寮関係諸規則を誠実に守り、自己及び共同生活の向上に努めることを保証人連署のうえ固く誓います。

高専が保証人に対して求める内容	
金 銭 債 務	<p><学則等で規定している保証内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活上必要な食費及び光熱水料等の諸経費の納付 (新居浜工業高等専門学校学寮管理運営規則) 居室を工作したり、施設設備を滅失、き損汚損した場合に必要な経費の弁償 (新居浜工業高等専門学校学寮管理運営規則)
学 生 の 身 上	<p><当局の实地調査で把握した役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の素行不良による処分の際の連絡対応

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、食費、光熱水料等の納付などについての金銭保証や、学生の素行不良による処分時の連絡対応についての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人が学則や学寮関係諸規則を守ることなどを、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。(調査結果1①)

➡ 金銭債務に係る保証内容や、学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。(調査結果2②)

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入学時の保証書（様式）

保 証 書

令和 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科名 _____ 学科

氏 名 _____

生年月日 平成 年 月 日

書面上の書きぶり

上記の者が、貴校在学中における学納金等を滞納した場合は、私達が納付することを保証いたします。

保護者 現住所 _____
 (ふりがな) (_____)
 氏 名※ _____ ☎ _____

職 業※ _____ 本人との続柄 _____

勤務先 _____ ☎ _____

生年月日 昭和 年 月 日

連帯保証人 現住所 _____
 (ふりがな) (_____)
 氏 名※ _____ ☎ _____

職 業※ _____ 本人との続柄 _____

生年月日 _____ 年 月 日

- ※ 氏名欄は記名押印又は署名（署名の場合は必ず本人が記入してください）
 ※ 職業欄は大まかな分類で結構です（例：会社員、自営業等）
 注）連帯保証人は次の者を選んでください。
 1. 保護者と生計を別に立てている者
 2. 支払い能力のある者（未成年者および学生を除く）

個人情報の適切な保護について
 弓削商船高等専門学校では、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき保証書により取得した個人情報は、学納金等の納付に関する保証以外の目的には使用いたしません。

高専が保証人に対して求める内容

金銭債務	<当局の実地調査で把握した保証内容> ・ 入学料、授業料、寄宿料、学寮生活費、学生会費、寮生会費、後援会費（教育活動、体育文化活動）、諸経費（BACEテスト検定料）、日本スポーツ振興センター災害共済掛金、手数料の納付
学生の身上	

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、入学料、授業料、寄宿料等の納付についての金銭保証を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「学納金等」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。（調査結果1①）
 ➡ 金銭債務に係る保証内容が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

保証書等に、1人目の保証人を「保護者」と記載しており、「保証人」と「連帯保証人」のどちらに該当するのか不明となっている。（調査結果1②）
 ➡ 保証人と連帯保証人のどちらに該当するのか分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。（調査結果2②）

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入学時の誓約書（様式）

誓 約 書

令和2年4月1日

弓削商船高等専門学校長 殿

書面上の書きぶり

このたび貴校に入学を許可されましたことについては、在学中学則その他諸規則を守ることはもちろん、学籍を離れた後も在学中に生じた一切の義務は、必ず責任をもって履行することを保証人連署をもって固く誓います。

本人 現住所 _____

学 科 _____ 学 科 _____

氏 名 _____ ④

生年月日 _____ 年 月 日

保証人 郵便番号 〒 _____

(保護者) 現住所 _____

氏 名 _____ ④

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____ - _____

本人との続柄 _____

職 業 _____

1. 氏名・生年月日等は住民票のとおり記載すること。
2. 保証人の記載事項に変更があった場合は速やかに届け出ること。
3. 職業については大まかな分類でよい。(例：会社員、自営業 等)

個人情報の適切な保護について

弓削商船高等専門学校では、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき誓約書により取得した個人情報は、学校教育及び学校運営に関すること以外の目的には使用いたしません。

高専が保証人に対して求める内容

金銭債務	
学生の身上	<p><学則等で規定している役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の身分異動（休学、復学、退学）についての同意 (弓削商船高等専門学校学生準則) ※各申請書への署名・押印が必要 <p><上記のほか、当局の实地調査で把握した役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時や学生の成績通知の際の連絡対応 ・ カンニング、喫煙、飲酒、賭博等の補導関係のほか、いじめ関係の連絡対応

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、身分異動（退学願等）の同意、非常時の連絡対応などについての学生身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人が学則その他諸規則を守ることや、在学中に生じた一切の義務を履行することを、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。(調査結果1①)

➡ **学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。**

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入寮時の誓約書（様式）

弓削商船高等専門学校白砂寮入寮誓約書

令和 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

(本人)
所属学科 () ・ 学年 ()

氏名 _____

保証人（保護者）

現住所

氏名 _____ (記名押印又は署名)

書面上の書きぶり

弓削商船高等専門学校白砂寮への入寮に際し、学寮に関する諸規則及び下記の事項を遵守し施設及び備品類を常に良好な状態で使用する事を誓約いたします。

記

1. 居室を常に清潔な状態に保つため、定期的に整理、整頓及び清掃すること。
2. 共同で利用する部屋の整理、整頓及び清掃について、割り当てられた分担を責任を持って果たすこと。
3. 居室の鍵は自己の責任で管理し、万一、紛失した場合には、責任を持って弁償すること。
4. 居室等に備え付けの備品類を汚損若しくは破損した場合には責任を持って弁償すること。
5. 退寮する事となった場合には、居室の内外を十分に清掃、整理し、寮務係の点検を受けて、指示された事項は責任を持って回復すること。
6. 故意または忘失により届出がなかった損傷や不良箇所があった場合には、退寮後においても責任を持って補修すること。

個人情報の適切な保護について

弓削商船高等専門学校では、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき入寮誓約書を通して取得した個人情報は、入寮の誓約以外の目的には使用いたしません。

高専が保証人に対して求める内容

金銭債務

<学則等で規定している保証内容>

- ・ 施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、き損又は汚染した場合の現状回復に必要な経費の弁償
(弓削商船高等専門学校学寮管理運営規則)

学生の身上

事例の内容

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。(調査結果2②)

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入学時の保証書（様式）

保 証 書

高知工業高等専門学校
出納命令役 事務部長 殿

学 生 現 住 所 〒 _____

平成 _____ 年度入学 _____ 学科 _____

(ふりがな)
氏 名 _____ 印 _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

書面上の書きぶり

上記の者が、貴校学則及び諸規則による授業料、寄宿料を期日内に納付しない場合は、ご指示に従い私が納付いたします。
また、私が旅行等で不在となる場合には、確実な代理人を選任し、あらかじめご承認を受けます。
以上の事柄を確約するため本証書を提出いたします。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

① 保証人（保護者） 現住所 〒 _____ 電話 _____

職 業 _____ 学生との続柄 _____
(ふりがな)
氏 名 _____ 印 _____

昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

② 連帯保証人 現住所 〒 _____ 電話 _____

職 業 _____ 学生との続柄 _____
(ふりがな)
氏 名 _____ 印 _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

※印鑑は必ず各自のものを押してください。
※記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに再提出してください。

高専が保証人に対して求める内容	
金銭債務	<当局の実地調査で把握した保証内容> ・ 授業料及び寄宿料の納付
学生の身上	/

事例の内容

保証書等で、2人目の保証人を「連帯保証人」と記載しており、書面上では、2人目の保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は、普通保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。（調査結果1②）

➡ 2人目の保証人になることを依頼された者が、連帯保証人として、保証人よりも重い責任を負わされるものと誤認することにより、保証人となることの承諾が得られにくくなるおそれがある。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。（調査結果2②）

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入学時の誓約書（様式）

誓 約 書

高知工業高等専門学校長 殿

このたび、貴校へ入学を許可されましたので、学則及び諸規則を守り、専心学業に励むとともに言行に責任を持ち、学生の本分を全うすることを誓約いたします。

令和 年 月 日

(学生) 現住所 〒 _____

(ふりがな)

ソーシャルデザイン 工学科 氏名 _____ 印

平成 年 月 日生

書面上の書きぶり

このたび上記の者が、貴校に入学を許可されましたので、学則及び諸規則を守らせることはもちろん、卒業又は退学後も本人在学中に係る一切のことは、私が責任をもってお引受けすることを誓約いたします。

令和 年 月 日

保証人 (保護者) 現住所 〒 _____

職業 _____ 学生との続柄 _____

(ふりがな)

氏名 _____ 印

平成 年 月 日生

保証人 現住所 〒 _____

職業 _____ 学生との続柄 _____

(ふりがな)

氏名 _____ 印

平成 年 月 日生

※印鑑は必ず各自のものを押してください。

高専が保証人に対して求める内容	
金銭債務	
学生の身上	<p><学則等で規定している役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 学生的身分異動（休学、復学、退学）についての同意 (高知工業高等専門学校学生準則) ※各申請書への署名・押印が必要 <p><上記のほか、当局の実地調査で把握した役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 懲戒処分の際の同意 緊急時の連絡対応

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、身分異動（退学願等）の同意、緊急時の連絡対応などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「本人在学中に係る一切のこと」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。（調査結果1①）

➡ 学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入寮時の入寮願（様式）

担 任

入 寮 願

令和 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

令和 年 4 月 1 日から入寮したいので、許可くださるよう保証人連署の上お願いします。なお、学生寮の使用については、学校の定める諸規程及び指示に反しないことを確約します。

本人	ふりがな			(男・女)
	学科・学年	ソーシャルデザイン工学科	年	番
	生年月日	平成	年	月 日 生
	現在の居住地			
人	自宅の住所			

書面上の書きぶり

上記の者の在寮中は、一身上のこと並びに学生寮に対する債務の履行その他について、一切の責任は私が引き受けます。

(注) 保証人は保護者とする。以下は保証人が自筆で記入のこと。

保証人	氏 名		印
	生 年 月 日	昭和・平成	年 月 日 生
	現 住 所		
	本人との続柄		

裏面の「自己推薦書」は保証人と一緒に確認の上、提出して下さい。
受領日 令和 年 月 日 担当者:

高専が保証人に対して求める内容

金銭債務	<p><当局の実地調査で把握した保証内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 入寮費及び寮費（電気、ガス、水道、燃料及び冷暖房等の費用）の納付
学生の身上	<p><当局の実地調査で把握した役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 規則違反者に対する指導・改善（保護者呼出し等）

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、入寮費及び寮費の納付についての金銭保証や、規則違反者に対する指導・改善についての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「一身上のこと並びに学生寮に対する債務の履行その他について、一切の責任」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。（調査結果①）

▶ 金銭債務に係る保証内容や、学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討予定としている。（調査結果②）

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入寮時の誓約書（様式）

入 寮 誓 約 書

令和 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

書面上の書きぶり

私は、高知工業高等専門学校切正寮への入寮に際し、定められた諸規則を守り規律ある共同生活を行うことを、保証人連署の上ここに誓約します。

本人	ふりがな 氏 名	(男 ・ 女)
	学 科 ・ 学 年	ソーシャルデザイン工学科 年
	連絡先 (携帯番号)	

(注) 保証人は保護者とする。以下は保証人が自筆で記入のこと。

保証人	ふりがな 氏 名	印
	現 住 所	〒 -

連絡先	[] 自宅	-	-	(.)
	[] 携帯	-	-	(.)
	[3]	-	-	(.)
	[4]	-	-	(.)
	[5]	-	-	(.)

(注) 緊急時は、連絡先に記載の順で連絡します。() には続柄と受信者名を記載して下さい。自宅と携帯の電話番号は、連絡の順も [] 内に記入して下さい。

裏面の「入寮時の注意事項」の確認を保証人と一緒に行ってください。

受領日 令和 年 月 日 担当者: _____

高専が保証人に対して求める内容	
金銭債務	
学生の身上	<p><学則等で規定している役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 学生的身分異動（入寮、退寮）についての同意 (高知工業高等専門学校学寮規則) ※各申請書への署名・押印が必要 <p><上記のほか、当局の实地調査で把握した役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅帰省報告（1年生女子寮生）、寮内持込品許可に係る申請書への連署 規則違反者に対する指導・改善（保護者呼び出し等）

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、学生の身分異動（退学願等）の同意、規則違反者に対する指導・改善についての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人が諸規則を守り規律ある共同生活を行うことを、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。（調査結果1①）

▶ 学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年10月入学時の保証書 (様式)

様式(2) 身上調書・保証書(和暦) 年度入学

学 部	学 科	専 攻		
	ふりがな	学 科	専 攻	
	氏 名	男・女	本学受験番号	
	生年月日	(和暦) 年 月 日生	写真貼付 (正面・半身・脱帽) (4cm×3cm)	
本 籍				
最 終 学 歴	(和暦) 年 月 立	高等学校卒業		
	(所在地) 中等教育学校卒業	高等学校卒業程度認定試験合格・大学入学資格検定合格		
住 所	〒			
自 宅 電 話	() -	携 帯 電 話	- -	
E-mail				
保 証 人	ふりがな	本人との関係		
	氏 名	印		
	住 所	〒		
自 宅 電 話	() -	携 帯 電 話	- -	
徳島大学長 殿 書面上の書きぶり				
上記の学生について、貴学在学中は、諸規則を遵守させることはもとより、本人の一身上のことについては、私が責任を持ちます。なお、所定の授業料等貴学に対する一切の債務については、本人と連帯して責任を負い、貴学の御指示に従い私が納付します。以上のことを確認するため、本書を提出します。				
保 証 者	ふりがな	本人との関係		
	氏 名			
	住 所	〒		
	自 宅 電 話	() -	携 帯 電 話	- -
勤 務 先	勤 務 先 所 住	〒		
	勤 務 先 電 話	() -		
家 族 構 成	続 柄	氏 名	続 柄	氏 名

(注1) 学生欄及び保証人欄は、本人が自ら記入してください。
 (注2) 保証人欄の印鑑は、2枚とも押印してください。
 (注3) 保証人は、保護者としてください。ただし、やむを得ないときは、保護者以外で満20歳以上の身元確実な者でもかまいません。なお、授業料についての通知等は保証人宛に送付します。
 (注4) 本身上調書に貼付した写真は、学生証の顔写真として利用します。
 (注5) 学生の住所は、通学する住所を原則としますが、下宿等未決定の場合は、保護者の住所を記入してください。
 (注6) 記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出てください。

大学が保証人に対して求める内容

金 銭 債 務	< 当局の实地調査で把握した保証内容 > ・ 入学料及び授業料の納付
学 生 の 身 上	< 学則等で規定している役割 > ・ 学生の身分異動(休学、復学、退学、転学、他大学(他学部)受験許可願)についての同意 (徳島大学学部共通細則) ※各申請書への署名が必要 ・ 入学料免除申請、入学料徴収猶予申請、授業料免除申請、授業料徴収猶予・月割分納申請についての同意 (徳島大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則) ※各申請書への署名が必要 < 上記のほか、当局の实地調査で把握した役割 > ・ 本人の身元確認に係る対応

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、入学料及び授業料の納付についての金銭保証や、身分異動(退学願等)の同意などについての学生の一身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「本人の一身上のこと」や「授業料等貴学に対する一切の債務」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。(調査結果1①)

➡ 金銭債務に係る保証内容や、学生の一身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

保証書等に「本人と連帯して責任を負い」と記載しており、書面上では、保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は普通保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。(調査結果1②)

➡ 保証人になることを依頼された者が、連帯保証人として、保証人よりも重い責任を負わされるものと誤認することにより、保証人となることの承諾が得られにくくなるおそれがある。

改正民法施行後の令和2年10月に入学した学生(24人)の保証人との間で、極度額が定められていない保証書等を用い、無効となる保証契約を締結している。(調査結果2①)

➡ 保証人が保証契約の無効を主張して保証を拒んだ場合、主債務者である学生のみが債務を負うため、学生の困窮や退学・除籍につながるおそれがある。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討中としている。(調査結果2②)

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入寮時の保証書 (様式)

保証書

2020年度入学

学部 学科

年 月 日

徳島大学長 殿

保 証 人	現住所	郵便番号			
		電話番号			
	ふりがな	生年	大・昭	学生	
署名	月日	年 月 日	統柄		
勤務先 及び職業	書面上の書きぶり				

下記の者について、貴学学生寮へ入寮中は、諸規則を遵守させることはもとより、所定の寄宿料及び光熱水料等の経費を本人が納付しない場合は、本人と連帯して責任を負い、貴学の御指示に従い私が納付します。
以上のことを確約するため、本書を提出します。

記

学 生	現住所	郵便番号			
		電話番号			
	世帯主 氏名	生年	昭・平	学生	
氏名	月日	年 月 日	統柄		

- (注) 1. 保証人は、なるべく保護者とすること。ただし、やむを得ないときは、保護者以外で満20歳以上の身元確実な者でもよい。
2. 保証人の変更又は住所等記載事項に変更を生じたときは、速やかに届けでること。
3. 保証人欄は、保証人が自ら記入すること。

大学が保証人に対して求める内容

金銭債務	< 当局の实地調査で把握した保証内容 > ・ 寄宿料及び光熱水料の納付
学生の身上	

事例の内容

保証書等に「本人と連帯して責任を負い」と記載しており、書面上では、保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は普通保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。(調査結果1②)
➡ 保証人になることを依頼された者が、連帯保証人として、保証人よりも重い責任を負わされるものと誤認することにより、保証人となることの承諾が得られにくくなるおそれがある。

改正民法の公布から3年以上経過しているが、保証書を改正しておらず、令和2年10月の調査日現在において、検討中としている。(調査結果2②)

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入学時の保証書（様式）

保 証 書

令和 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

保 証 人

フリガナ _____

氏 名 _____ 印 _____

郵便番号 _____

住 所 _____

自宅電話 _____

携帯電話 _____

学生との関係 _____

書面上の書きぶり

下記学生について、所定の授業料等貴学に対する一切の債務については、本人と連帯して責任を負います。

以上のことを確約するため、本書を提出します。

記

学 生		幼 児 []	
	学校教育教員養成課程	小学校・中学校 []	教育専修
専修・コース		特別支援 []	コース

フリガナ _____

氏 名 _____

注1) 保証人は、保護者としてください。ただし、やむを得ないときは、保護者以外で満20歳以上の身元確実な者でもかまいません。なお、授業料関係の通知を送付する場合があります。

注2) 記載事項に変更が生じたときは、財務課出納係（TEL：088 - 687 - 6060）へ速やかに届け出てください。

大学が保証人に対して求める内容

金銭債務

<当局の实地調査で把握した保証内容>

- ・ 入学料、授業料及び寄宿料の納付

※ 調査時点において、以下のとおり保証書を改正済み

【極度額の記載内容（学部学生の例）】

入学料：282,000円

授業料：3,214,800円（年額授業料（535,800円）に最大在学可能年数6年を乗じた金額）

寄宿料：12,900円（月額寄宿料（4,300円）に入居月数3か月（3か月以上納付を怠った場合、退去処分となるため3か月を上限として算出）を乗じた金額）

学生の身上

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、入学料、授業料及び寄宿料の納付についての金銭保証を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「所定の授業料等貴学に対する一切の債務」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。（調査結果1①）

➡ 金銭債務に係る保証内容が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年9月入学時の保証書（様式）

保証書

令和 年 月 日

愛媛大学長 殿

学	学部	学 部	年度入学
	学科等	学科(組) 課程 コース サブコース・専攻	
生	ふりがな	生 年 月 日	昭和 年 月 日
	氏 名	書面上の書きぶり	

上記の者が貴学在学中は、貴学の教育方針に従い、諸規則を遵守させることはもとより、本人の一身上のことについては、私が責任を持ちます。
なお、所定の授業料等貴学に対する債務については、本人と連帯して責任を負い、定められた期日までに納付します。

保 証 人	現住所 (電 話)	(〒 -)	電話番号	-	-
	ふりがな	生 年 月 日	昭和 年 月 日	平成	年 月 日
	氏 名	学生との続柄			

- (注) 1 保証人は、父母又はこれに準ずる者(20歳以上で身元が確実な者)とします。
2 保証書の記載内容は、大切な情報です。各自で記録しておくか、コピーを保管してください。
3 保証人又は保証人の住所、その他に異動があったときは、直ちに所属学部の学部長へ届け出てください。
4 保証人を変更したときは、新たに保証書を提出してください。
5 保証人欄は、保証人が自署してください。

大学が保証人に対して求める内容

金銭債務	<当局の实地調査で把握した保証内容> ・ 入学料及び授業料の納付
学生の身上	<学則等で規定している役割> ・ 学生の身分異動等(休学、他大学・他学部受験、退学、留学)についての同意 (愛媛大学学則) ※各申請書への署名、押印が必要 <当局の实地調査で把握した役割> ・ 成績表の受領 ・ 緊急時の連絡対応及び身元引受け

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、入学料及び授業料の納付についての金銭保証や、身分異動(退学願等)の同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「本人の一身上のこと」や「授業料等貴学に対する債務」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。(調査結果1①)
➡ 金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

保証書等に「本人と連帯して責任を負い」と記載しており、書面上では、保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は普通保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。(調査結果1②)
➡ 保証人になることを依頼された者が、連帯保証人として、保証人よりも重い責任を負わされるものと誤認することにより、保証人となることの承諾が得られにくくなるおそれがある。

改正民法施行後の令和2年9月に入学した学生(11人)の保証人との間で、極度額が定められていない保証書等を用い、無効となる保証契約を締結している。(調査結果2①)
➡ 保証人が保証契約の無効を主張して保証を拒んだ場合、学生のみが債務を負うため、学生の困窮や退学・除籍につながるおそれがある。
※ 調査時点において、以下のとおり保証書を改正済み

【極度額の記載内容】
入学料：282,000円
授業料：6,429,600円(年間授業料(535,800円)に最大在学期間12年(在学期間が最大の学部)を乗じた金額)

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年4月入寮時の保証書 (様式)

保 証 書

令和2年 月 日

愛媛大学御幸学生宿舎主事 殿

入 学 年 度 令和2年4月入学 令和2年4月 回生編入学

学 部 ・ 学 科 _____ 学 部 _____ 学 科 _____
(昼間主・夜間主)

研究科 _____ 専攻 _____ 課程 _____

居 室 番 号 _____

氏 名 _____ 印 _____

生 年 月 日 平成 年 月 日 昭和

書面上の書きぶり

上記の者について、御幸学生宿舎へ入居中は、諸規則を遵守させることはもとより、所定の寄宿料等を本人が納付しないときは、本人と連帯して責任を負い、定められた期日までに納付します。

〒 _____
保証人住所 _____

保証人氏名 _____ 印 (学生との続柄) _____

TEL () _____

(注) 1 保証人は、父母又はこれに準ずる者(20歳以上の身元確実な者)とする。
2 保証人又は保証人の住所、その他に異動があったときは、ただちに届け出ること。
3 保証人を変更したときは、新たに保証書を提出すること。
4 保証人欄は、保証人が自署し、押印すること。

大学が保証人に対して求める内容	
金 銭 債 務	<p>< 当局の实地調査で把握した保証内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 保証金、寄宿料及び共益費の納付 <p>※ 調査時点において、以下のとおり保証書を改正済み</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【極度額の記載内容】 保証金：43,000円 寄宿料・共益費：264,000円 (最も月額寄宿料の高い棟の22,000円に12ヶ月を乗じた金額)</p> </div>
学 生 の 身 上	<p>< 当局の实地調査で把握した役割 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の連絡対応 学生同士のトラブルや遵守事項の不遵守に係る注意・指導

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、保証金、寄宿料等の納付についての金銭保証や、緊急時の連絡対応などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では「所定の寄宿料等」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。(調査結果1①)

➡ **金銭債務に係る保証内容や、学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。**

保証書等に「本人と連帯して責任を負い」と記載しており、書面上では、保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は普通保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。(調査結果1②)

➡ **保証人になることを依頼された者が、連帯保証人として、保証人よりも重い責任を負わされるものと誤認することにより、保証人となることの承諾が得られにくくなるおそれがある。**

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年10月入学時の保証書（様式）

保 証 書

国立大学法人 高知大学 出納役 殿

年 月 日

[学 生]

高知大学	学 部	学 科・課 程	年 度 入 学
	大学院総合人間自然科学研究科	専 攻	
受 験 番 号	フリガナ		
	氏 名		

[保証人] **書面上の書きぶり**

上記の者の、高知大学在学中における授業料・寄宿料の債務の履行に関し、私が保証人としてその責に任ずることを保証します。

郵便番号			
(フリガナ) 住 所			
(フリガナ) 保証人氏名	印		
電話番号	- -	本人との関係	父・母・その他()
生年月日	T・S・H	年 月 日生	

(注意)

- 保証人は原則として家計支持者(父母)としますが、やむを得ない場合は、家計支持者以外の授業料等の債務を保証できる方とします。
(相当な實力のある、満20歳以上の身元確実な方に限ります。)
- 保証人又は住所等記載内容の変更が生じた場合は、直ちに「経理室出納係」に連絡してください。

※ この保証書は授業料等に係る債務保証のみの利用目的で使用します。

大学が保証人に対して求める内容

金銭債務	< 当局の实地調査で把握した保証内容 > ・ 授業料及び寄宿料の納付
学生の身上	

事例の内容

改正民法施行後の令和2年10月に入学した学生（2人）の保証人との間で、極度額が定められていない保証書等を用い、無効となる保証契約を締結している。（調査結果2①）

➡ **保証人が保証契約の無効を主張して保証を拒んだ場合、学生のみが債務を負うため、学生の困窮や退学・除籍につながるおそれがある。**

※ 高知大学は、保証書では「保証人」の呼称を用いているが、実質的には、保証人ではなく、学資負担者（連帯債務者）を求めていることから、個人根保証契約には該当しないものとしている。

しかしながら、当該保証書には、「授業料・寄宿料の債務の履行に関し、私が保証人としてその責に任ずることを保証します」と記載されていることから、個人根保証契約に該当するものと読み取れる。

なお、高知大学は、保証書における「保証人」の呼称が、個人根保証契約に係る保証人と誤解を招くおそれがあることから、学生準則を改正し（令和2年9月17日）、保証書ではなく、「学資負担者届」の提出を求めるよう見直している（令和3年4月入学者から学資負担者届を使用予定）。

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。

令和2年10月入寮時の入寮願（様式）

入 寮 願
年 月 日

高知大学長（高知大学農林海洋科学部長） 殿

下記のとおり入寮したいので、ご許可をお願いします。
なお、入寮後は諸規則を守ります。

学 部 等	学部	学科・課程	年生
氏 名	大学院	研究科	専攻
現 住 所 (入寮前)			
保証人の住所 氏 名 (電 話)			
学 寮 名			
入寮希望年月日	年	月	日
入寮希望の理由 (くわしく)			
休暇中の帰省先	TEL		

年 月 日入寮を許可する。

高知大学長
(高知大学農林海洋科学部長)

印

大学が保証人に対して求める内容

<学則等で規定している役割>

- ・ 食費その他私生活に使用する光熱水料等の経費（共益費を含む。）の納付（高知大学学寮管理運営規則）

金銭債務

※ 高知大学は、入寮願では「保証人」の呼称を用いているが、実質的には、保証人ではなく、学資負担者（連帯債務者）を求めていることから、個人根保証契約には該当しないものとしている。
なお、高知大学は、入寮願における「保証人」の呼称が、個人根保証契約に係る保証人と誤解を招くおそれがあることから、入寮願を改正し、「保証人」を「学資負担者」に見直すこととしている（令和3年4月入学者から改正した入寮願を使用予定）

学生の身上

<当局の現地調査で把握した役割>

- ・ 学生から、精神的不調、体調不良、悩みごとを聴取した際の対応に係る支援・協力

事例の内容

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、食費等の納付についての金銭保証や、学生から精神的不調等を聴取した際の対応に係る支援・協力についての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人の入寮願（保証人の氏名等の記載欄あり）で、入寮後は諸規則を守るとの記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。（調査結果1①）

➡ 金銭債務に係る保証内容や、学生の身上に係る役割が分からないまま、保証書等を提出せざるを得ない。

(注) 1 当局の調査結果による。
2 本事例表は、令和2年10月末時点で提出を求めた直近の保証書等について整理した。